

豊かな森づくり協働税を活用した 森林体験活動などの企画を募集します

鳥取県では、「豊かな森づくり協働税」を活用して、広く森づくりへの参加を促す森林体験活動や地域の子ども達が主体となる森林環境教育活動などを支援します。

例えば、こんな活動が対象になります。

森林保全・植樹活動



林業体験・学習



木工教室 など…



対象

- 県内に事務所又は活動拠点を有するNPO、ボランティア団体等
※法人格の有無を問わないが、定款又は定款に代わるものを有する団体であること。
- 森林組合等
- 集落、自治会、町内会等
- これらで構成する実行委員会等
- 小中学校等

活動内容

広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験活動など

(例) 森林整備の体験学習、森川海の繋がりでの体験学習、源流森林の探訪、森林教室、学校林の育成など

補助金額

対象経費の全額を補助(上限額100万円)

ただし、事業費は1企画10万円以上とすること

豊かな森づくり協働税とは…

水源かん養、県土の保全、二酸化炭素の吸収等、すべての県民が享受している森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、県民の参画と協働による森づくりの推進や、鳥取県の豊かな森林を次代に引き継ぐための事業の実施を目的とした税金(県税)です。

応募期限

- 第1次 令和6年2月29日(木)
- 第2次 令和6年5月31日(金)
- 第3次 令和6年9月2日(月)

※応募状況により、第2次及び第3次募集を中止することがあります。

この事業はSDGsの達成に貢献しています。



【注意】本事業は予算の成立状況により内容が変更されることがあります。また、事業に係る予算が成立しなかったときは交付決定は行いません。

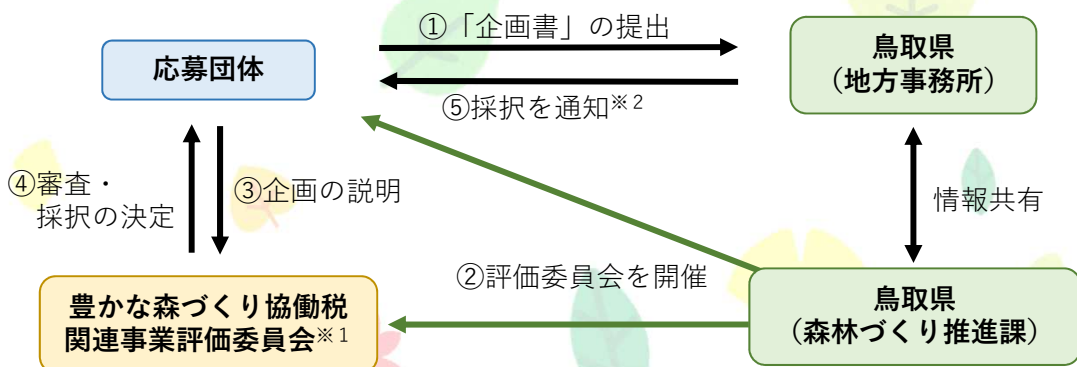
対象経費

補助対象経費は以下のとおりです。

区分	内容
講師謝金	指導的役割を担う講師への謝金
講師旅費	指導者等の旅費
消耗品費	事務用品等の購入費 ※取得価格10万円未満の物品に限る
燃料費	チェーンソーや刈払機等の燃料費
食糧費	イベント参加者やスタッフの昼食の食材購入費等
通信運搬費	参加者募集や講師依頼のための郵便料等
使用料及び賃借料	会議室、土地、自動車、機材等の借り上げ料
印刷製本費	テキスト等の印刷費
開催広告料	イベント周知のための広告料
損害保険料	イベント実施に係る損害保険料等
賃金	会場周辺準備やイベント運営に係る賃金
委託費	専門知識・技術を要する業務や危険を伴う作業の外注費
看板設置費	県民への普及啓発のための看板設置費
振込手数料	振込に係る手数料

採択の流れ

応募のあった企画については、鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会※¹において審査の上、予算の範囲内で採択が決定されます。応募団体は評価委員会に出席し、プレゼンテーションで企画内容を説明・アピールしていただきます。



※¹ 豊かな森づくり協働税の使いみちを評価する、県民の方で組織された委員会。

※² 採択となった団体は、別途、県地方事務所へ補助金の交付申請が必要です。

企画書の提出やお問合せは、最寄りの県地方事務所までお願いします

- ◇東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課 電話 0858-72-3826 ファクシミリ 0858-73-0136
- ◇中部総合事務所農林局 林業振興課 電話 0858-23-3181 ファクシミリ 0858-23-3509
- ◇西部総合事務所農林局 農林業振興課 電話 0859-31-9677 ファクシミリ 0859-34-1083
- ◇日野振興センター日野振興局 農林業振興課 電話 0859-72-2021 ファクシミリ 0859-72-2125

※企画書の様式（電子ファイル）は県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/309538.htm>



鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課

電話 0857-26-7335 / ファクシミリ 0857-26-8192 / 電子メール moridukuri@pref.tottori.lg.jp

「森林環境教育支援事業」のご案内

事業目的

森林と人々の生活や環境との関係について理解を深める森林環境教育の推進を通して、次代を担う子どもたちの森を守り育てる意識の醸成を図ることを目的に支援します。

事業内容

県内の保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校等の子供たちを対象に県内で行う森林環境教育を支援

※原則として10人/回以上の活動を補助対象とする。

事業主体

県内に事務所または活動拠点を有する民間事業者、NPO、ボランティア団体、森林組合、集落・自治会・町内会等、保育園、幼稚園、認定こども園及び小中学校等

補助対象経費

県内の保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校等の児童・生徒を対象に県内で行う森林環境教育に要する経費

講師謝金・旅費、消耗品費、資機材購入費（取得価格が5万円未満の物品に限る。）、通信運搬費、使用料及び賃借料、開催広告費（印刷製本費を含む）、傷害保険料、賃金（事業実施主体に係る人件費は除く。）、委託費

補助率等

補助率 10/10

※1事業実施主体あたりの上限は10万円/年

